

岐阜市公立大学法人役員報酬等の支給基準（案）について

1 役員報酬等の支給基準について

(1) 決定手続きについて（地方独立行政法人法第49条、第56条）

① 支給基準の決定 (R7.4)



(2) 役員報酬等の考え方（同法第48条、第56条）

- ・報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬、法人の業務などを考慮して定めなければならない。
- ・報酬等は、役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 岐阜市公立大学法人の役員構成について

役員	人数	備考
理事長	1人	兼学長
副理事長	1人	
理事	4人	うち2人を非常勤の外部理事とする予定
監事	2人	非常勤

3 役員報酬の支給基準案

(1) 常勤役員（理事長（兼学長）、副理事長、理事）

① 給料月額

- ・理事長（兼学長） 908,000円
（現行の学長の給料月額（岐阜市教育職給料表(1)6級4号）と同額とする）
- ・副理事長及び理事 その職責に応じ理事長が別に定める額

② 通勤、地域手当

職員の例による

③ 期末手当（6月、12月）

期末手当基礎額（①＋地域手当月額）×172.5%×在職期間率
（現行の学長の期末・勤勉手当と同率とする）

- ※ 法人職員を兼務する場合は職員給与規程による職員給与を支給する。
- ※ 期末手当（法人職員を兼務する者は勤勉手当含む）について、当該役員
の在職期間における業務実績を勘案し、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

(2) 非常勤役員（理事、監事）

役員手当（日額30,000円）、通勤手当（費用弁償）

4 役員退職手当の支給基準案

(1) 常勤役員（理事長（兼学長）、副理事長、理事）

(ア) 支給額

在職期間（月）×退職時の基本報酬月額×12.5/100

※役員退職手当は、当該役員の在職期間における業務実績を勘案し、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

(イ) 出向者等に係る特例

- ・法人職員（岐阜市職員であった者が引き続き法人職員になった場合を含む）が引き続き役員となった場合（役員兼務職員を含む）には、法人職員の在職期間（岐阜市職員の在職期間を含む）と役員としての在職期間を通算し、法人職員退職手当規程により支給する。
- ・岐阜市職員が退職手当を支給されることなく退職して引き続き常勤役員となり、退職日に再び岐阜市職員に復帰する場合は、岐阜市職員としての在職期間と常勤理事としての在職期間を通算して職員退職手当条例により岐阜市が支給する。（法人から退職手当は支給しない）

(ウ) 法人設立時の特例

法人設立時に理事長となった者がそれ以前に岐阜市職員であった場合の退職手当の額は、退職日に岐阜市職員に復帰し岐阜市職員として退職したと仮定して計算した退職手当の額に相当する額とする。

(2) 非常勤役員（理事、監事）

支給しない

(3) その他

過去に岐阜市職員を定年退職等し、職員退職手当条例の規定により退職手当の支給を受けている者には、役員退職手当は支給しない。

(別紙) 地方独立行政法人法

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。